

第3章 関係機関への連絡

第1節 県南広域振興局土木部への連絡

情報連絡並びに雨量及び水位観測の連絡その他水防に関する一切の事項は、県南広域振興局土木部（以下「振興局土木部」という。）へ連絡する。

第2節 気象状況等の連絡通報

- 1 水防上必要な気象予警報及び情報並びに北上川上流洪水予報のうちはん濫警戒情報及び水防警報等の通知があったときは、本部長は、水防隊長及び振興局土木部長と連携を取り、状況と必要に応じて関係機関に通報するとともに、一般市民に周知する。
- 2 通報箇所は、別記第1のとおりとする。
- 3 一般市民に対する周知の方法は、別記第2のとおりとする。

第3節 雨量観測の通報

1 雨量の観測箇所

本部の雨量の観測箇所は、奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部とする。

観測員は、大雨のおそれがある場合には、雨量を観測して本部に通報する。

2 雨量の通報要領

本部は、次の要領により別記第3に掲げる関係機関のうち、必要と認める機関に通報する。

- (1) 雨量の通報は、過去24時間以内の降雨量が50ミリメートルに達したとき、又は県水防本部から観測指示報を受けたときに観測して通報する。
- (2) この通報を、降雨が止むまで、又は観測指示報を受けるまで3時間ごとの観測結果を通報する。
3時間ごととは、0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時をいう。
- (3) 特に前回の雨量通報後、1時間雨量が10ミリメートルを越えるときは、毎時観測通報する。

第4節 水位観測の連絡通報

1 水位の観測箇所

(1) 国土交通省岩手河川国道事務所等が管理する水位の観測箇所は、資料様式編第2のとおりである。

(2) 市が管理する水位の観測箇所は、資料様式編第3のとおりである。

2 水位の通報箇所

本部は、別記第1に掲げる関係機関のうち、必要と認める機関に通報する。

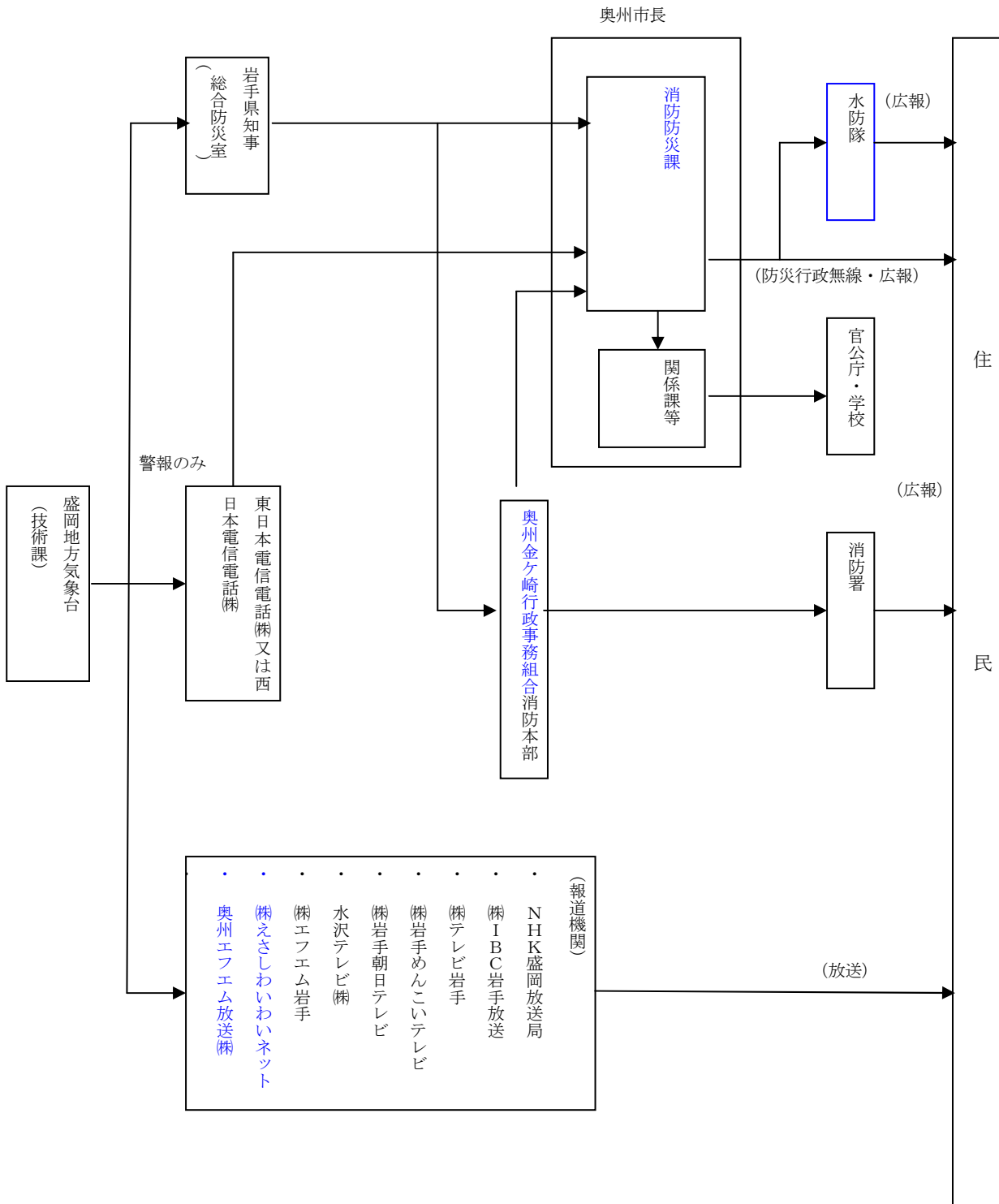
(別記第1)

気象状況等の通報箇所

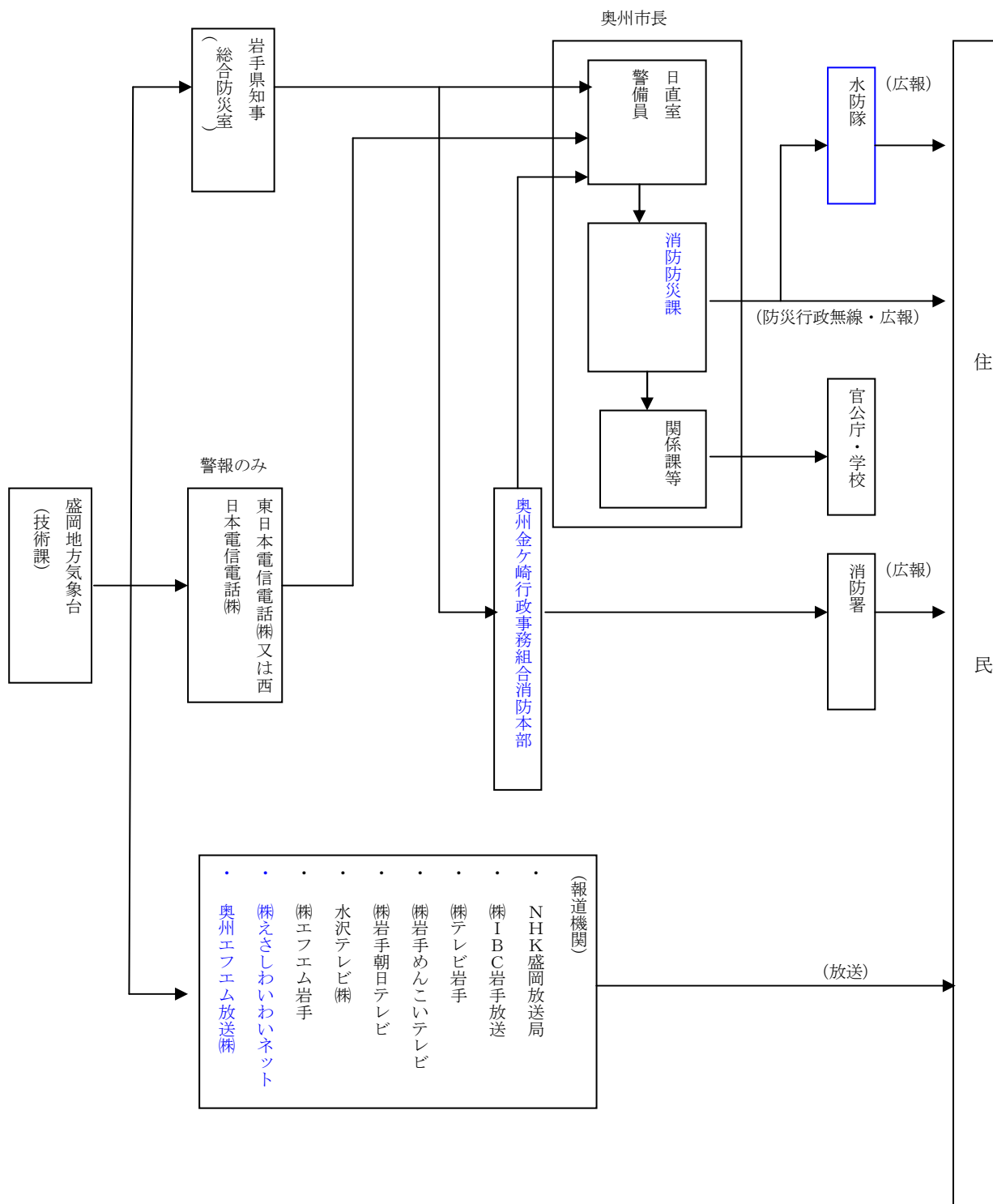
| 通報箇所 | | 電話番号 | F A X 番号 |
|------|-----------------|---------|----------|
| 1 | 岩手河川国道事務所水沢出張所 | 24-4173 | 22-8045 |
| 2 | 県南広域振興局企画総務部総務課 | 22-2811 | 22-3749 |
| 3 | 県南広域振興局土木部 | 22-2881 | 51-1405 |
| 4 | 水沢警察署 | 25-0110 | 25-0110 |
| 5 | 江刺警察署 | 31-0110 | 31-0110 |
| 6 | 奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部 | 24-7211 | 23-6009 |
| 7 | 東日本旅客鉄道(株)水沢駅 | 23-3712 | 23-2032 |
| 8 | 胆沢平野土地改良区 | 24-0171 | 24-0174 |
| 9 | 江刺土地改良区 | 35-2036 | 35-3147 |
| 10 | 衣川土地改良区 | 52-3333 | 52-3618 |
| 11 | 猿ヶ石南部土地改良区 | 31-1055 | 31-1058 |
| 12 | 北上川東部土地改良区 | 56-3648 | 56-3648 |

(別記第2)

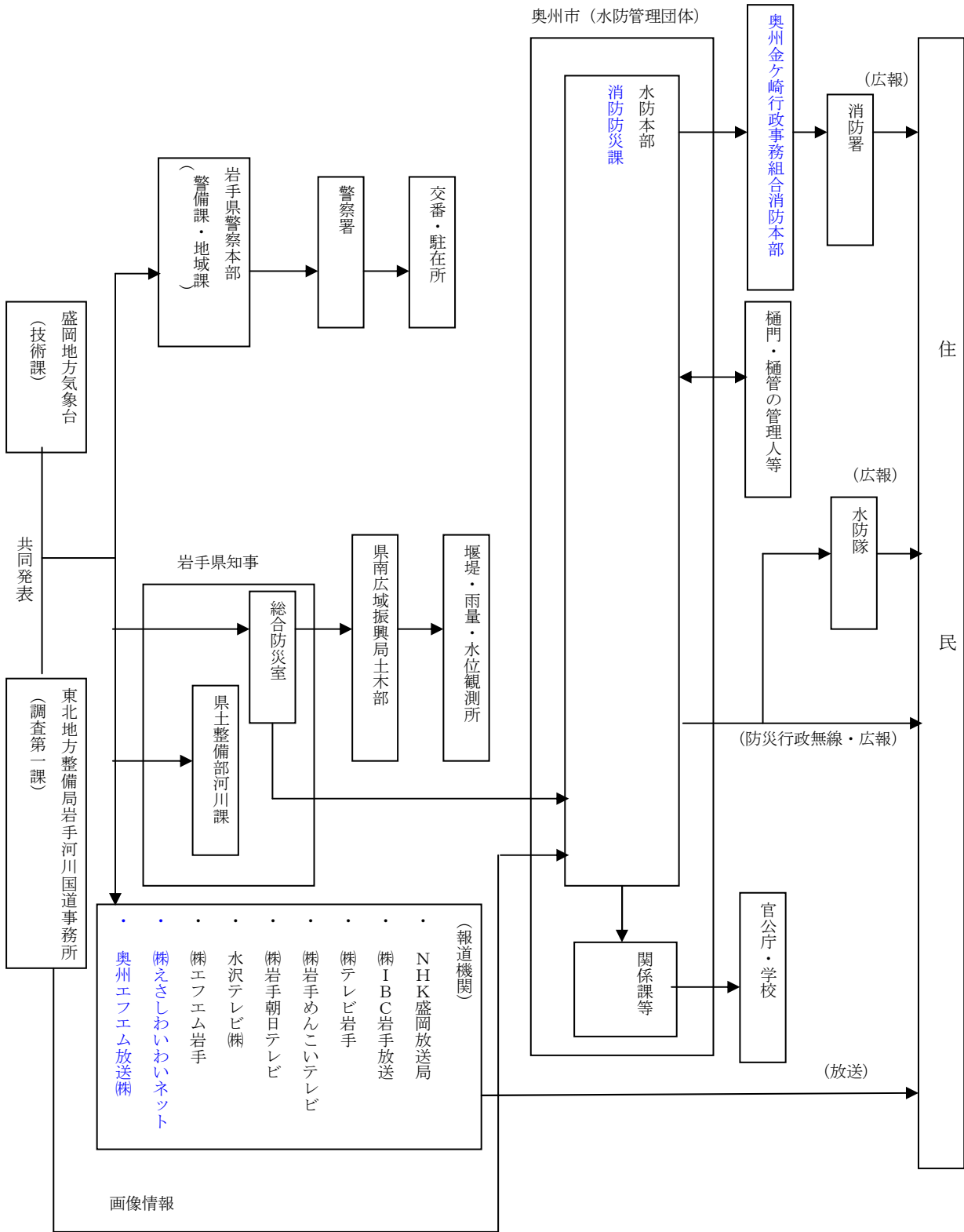
気象予報及び警報伝達系統図 (勤務時間内)



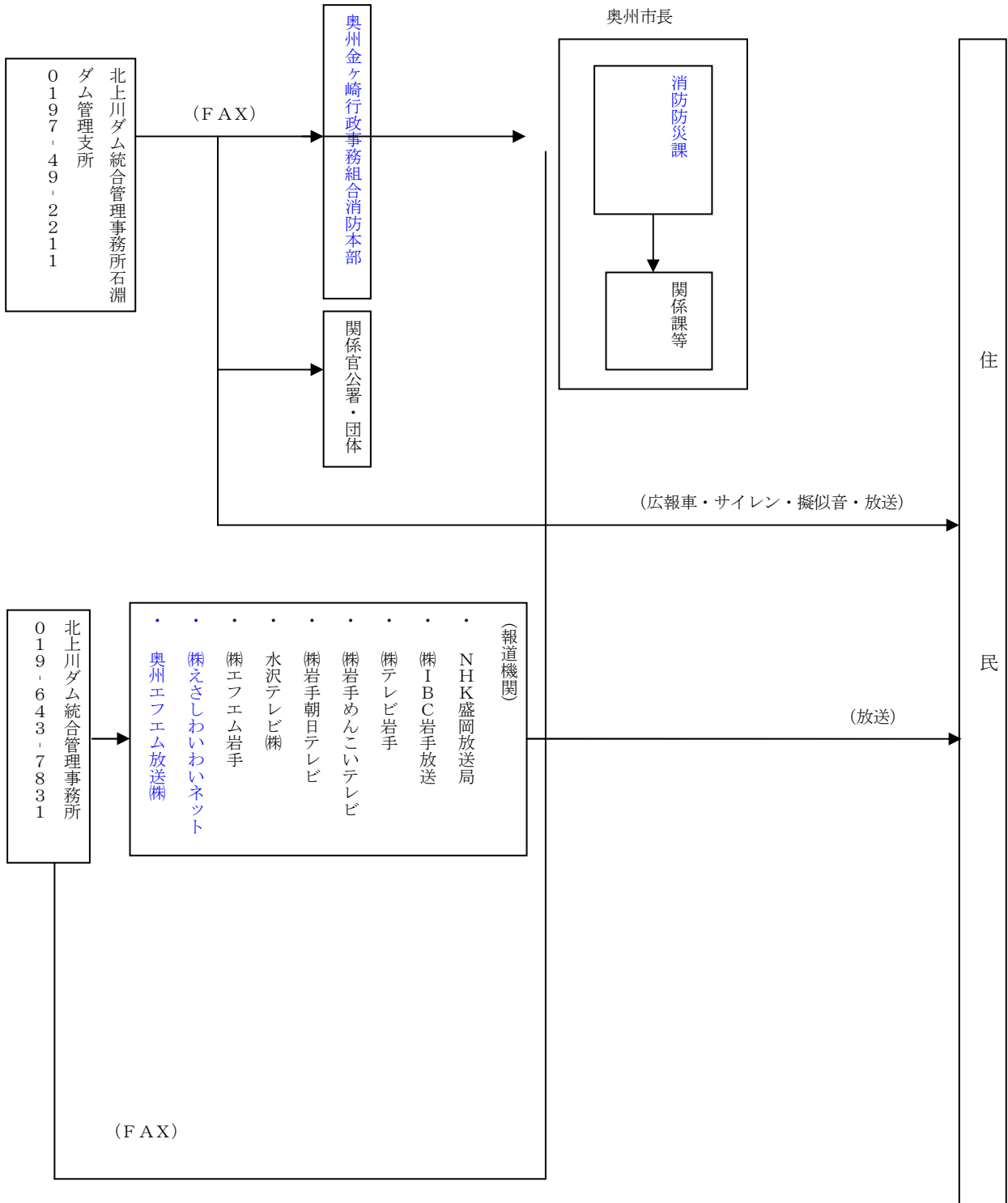
気象予報及び警報伝達系統図（勤務時間外）



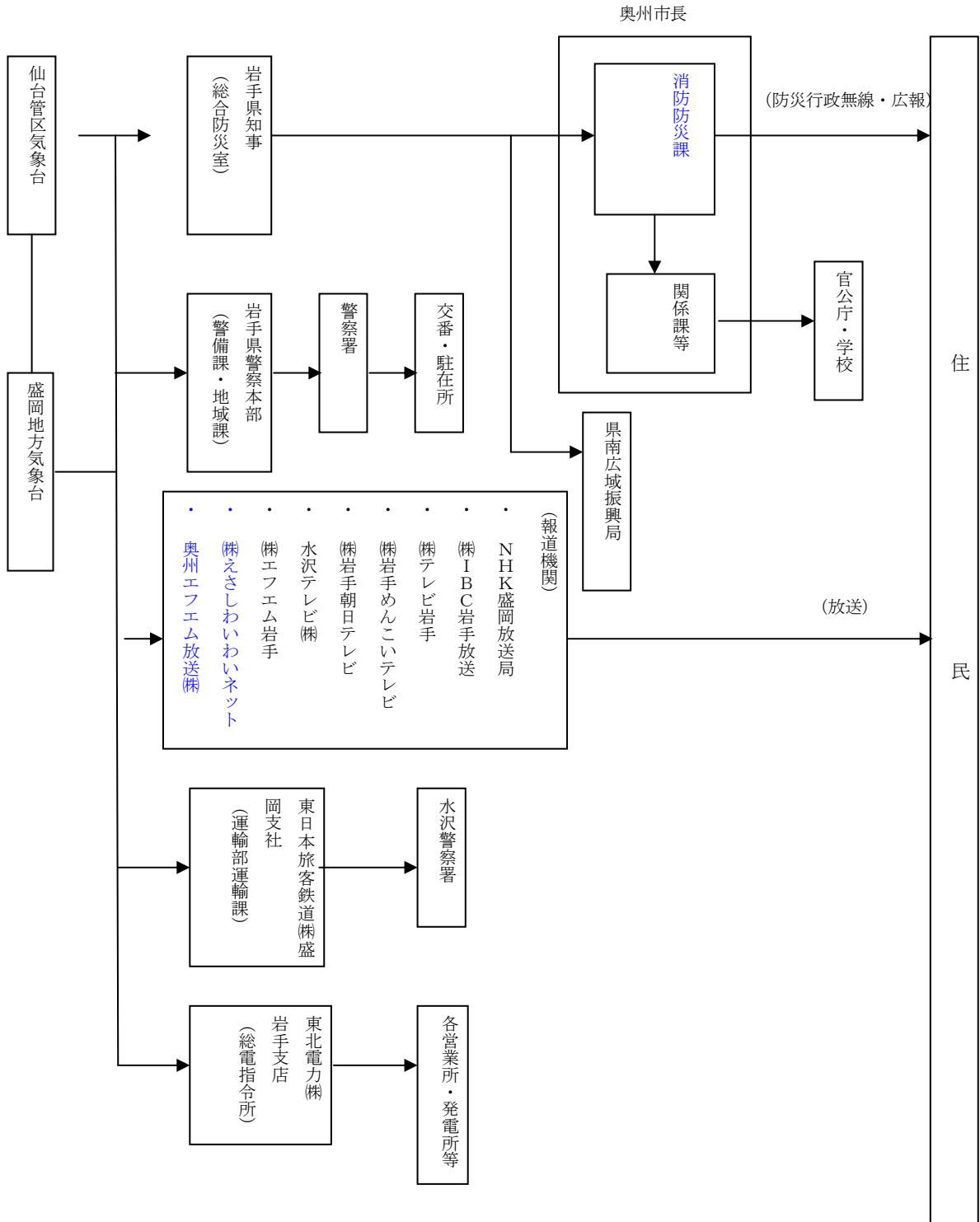
北上川上流洪水予報伝達系統図



石淵ダム放流通報伝達系統図



地震に関する情報伝達系統図



(別記第3)

6 雨量観測、水位観測及び堤防異常等の連絡系統図

